

# 自伐した原木をお使いになる皆様へ

令和 5 年 9 月 6 日  
千葉県農林水産部森林課

- ① 千葉県内の伐採する箇所によっては、原木の放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）を超える可能性があります。植菌前に原木の自主検査を実施し、指標値以下の安全な原木を使用するようお願いします。
- ② 出荷制限や自粛要請（以下、出荷制限等）が出されている市町村で生産された原木しいたけは、出荷制限等の解除をしなければ、出荷・販売（不特定又は多数の方に配ることも同様です。）できません。
- ③ 出荷制限等を解除するには、原木伐採時から原木の検査を実施する等の栽培管理に取り組む必要があります。
- ④ 出荷制限等がない市町村であっても、安全な原木しいたけを生産するための手法として、栽培管理に取り組むようお願いします。
- ⑤ 出荷制限等がない市町村で生産された原木しいたけ（露地）は、市町村ごと、出荷期ごとの出荷開始前検査で安全が確認された後に、出荷・販売が可能となります。  
原木しいたけ（施設）は、市町村ごとに年 1 回の定期的検査を実施しており、定期的検査前でも出荷・販売は可能です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年以上が経過していますが、現在も千葉県では以下のとおり、原木しいたけに対する出荷制限等が出されています。

（令和 5 年 9 月 6 日現在）

| 区分              | 出荷可能条件  | 対象品目       | 対象市町村                       |
|-----------------|---|------------|-----------------------------|
| 出荷制限継続中         | 出荷・販売<br>できません。                                     | 原木しいたけ（露地） | 我孫子市、流山市、白井市、八千代市           |
|                 |   | 原木しいたけ（施設） | 山武市                         |
| 出荷制限等の一部解除済み市町村 | 市町村が発行する<br>証明書により認められた<br>ロットに限り出荷・<br>販売が可能となります。 | 原木しいたけ（露地） | 千葉市、佐倉市、印西市、山武市、君津市、富津市、成田市 |
|                 |   | 原木しいたけ（施設） | 君津市、富津市                     |

※この表（市町村全域を対象とするもの）以外に、自粛要請している個人生産者がいらっしゃいます。

※出荷制限の一部解除については随時行っていますので、最新の情報は森林課のホームページでご確認ください。

上記の市町村で生産した対象品目を出荷・販売するには、

**出荷制限等の解除が必要です。**

（裏面もご覧ください）

解除のためには、県で作成した「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」の必須事項の全てに取り組み（栽培管理）、県でその取り組みを確認する必要があります。

**出荷制限や自粛要請を解除して、原木しいたけの出荷・販売を希望される方は、原木を伐採・植菌される前に必ず管轄の林業事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。**

【参考：放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシートの必須事項】

| 工 程          | 取 組 事 項   |
|--------------|---|
| 原木の管理        | ・ 指標値（50Bq/kg）以下の原木を使用する<br>・ 粉塵、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う  |
| 仮伏せ・本伏せ発生、休養 | <b>【露地栽培】①、②のいずれかを必ず実施</b><br>① ほだ木は、ブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面につけない<br>② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く<br><b>【施設栽培】以下を必ず実施</b><br>・ ほだ木は、ブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面につけない |
| 発生前ほだ木の管理    | 指標値（50Bq/kg）以下のほだ木を使用する   |
| きのこの管理       | 食品の基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する  |

※1 栽培管理の実施に当たっては **ロットごとの管理** が必要です。

**ロット**：植菌年、原木の伐採箇所、しいたけ発生前の管理（露地・施設の別など）が同じ原木・ほだ木の集まり

これらが異なれば **別ロットとして管理** してください。

※2 出荷制限等が出されていない市町村であっても、安全な原木しいたけを生産するための手法として、栽培管理に取り組むようお願いいたします。

【お問合せ・連絡先】

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）         | 電話 0475(82)3126 |
| 千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域） | 電話 043(483)1153 |
| 千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）              | 電話 0439(55)4971 |
| 千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）               | 電話 04(7092)1318 |
| 千葉県 農林水産部 森林課 森林経営管理室             | 電話 043(223)2966 |